

『すまいる』の日常生活自立支援事業って？

※「日常生活自立支援事業」は国庫補助金の名称です。
社会福祉法第2条には「福祉サービス利用援助事業」として規定されています。

Q どんな人が利用できるの？

A 高齢者、知的障害者、精神障害者などで、福祉サービスや日常生活に必要なサービスを利用するための情報収集、判断を自分ひとりですることが不安な方

預貯金の出し入れや公共料金の支払いなど、お金の管理に困っている方 など

※この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。
※認知症の診断の有無、障害者手帳の有無は問いません。
※千葉県居住の方が対象となります。住民票の有無は問いません。
※15歳以上の方が対象となります。
※在宅生活者に限らず、福祉施設入所者及び入院患者も対象となります。
※成年後見制度の利用者も対象となる場合があります。

Q どんなサービスがあるの？

A 「福祉サービス利用援助」を基本とし、必要に応じて「財産管理サービス」「財産保全サービス」を組み合わせで支援します。



福祉サービスって何があるんだろう？

1 福祉サービス利用援助

基本サービス

→ 福祉サービスを安心してご利用できるようにお手伝いします。

たとえば、

- 福祉サービスについての情報提供を受けられます。
- 福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
- 福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。
- 日常生活に必要な事務手続きをお手伝いします。
- 役所から届いた手紙を説明したり、必要に応じて手続きを代行します。

できないこと

買い物、掃除、保証人、入院や入所の代理契約など

定期的な訪問により、生活変化の察知(見守り)も併せて行います。



2 財産管理サービス

オプションサービス

お金の管理が心配

→ 生活に必要なお金の出し入れをお手伝いします。

たとえば、

- 医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。
- あなたの通帳から生活に必要なお金を定期的に払い出ししてお渡しします。また、預け入れすることもできます。
- 財産管理サービスで使用する通帳は、社会福祉協議会へ預けることもできます。

できないこと

資産運用、確定申告、債務整理など ※必要に応じて専門家へつなぎます。



通帳や年金証書をどこに置いたか忘れてしまう

3 財産保全サービス

オプションサービス

→ 大切な書類や印鑑などをお預かりします。

お預かりできるもの

- 年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、不動産登記識別情報通知書、契約書類
- 実印、銀行印
- その他社会福祉協議会が適当と認めた書類

※金融機関の貸金庫に保管します。

お預かりできないもの

宝石、骨董品、貴金属類、有価証券、現金など

